



# 島根県報

令和7年2月25日（火）

第 5 9 4 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【告 示】**

島根県屋外広告物条例の規定により知事が定める区域又は地域の一部改正 (都 市 計 画 課) 2

**【公 告】**

農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請 (農 業 経 営 課) 2

公共測量の実施（2件） (技 術 管 理 課) 3

公共測量の実施の変更 ( " ) 3

公共測量の終了 ( " ) 4

**【漁調委告示】**

島根海区漁場計画の変更案に関する公聴会の開催 4

**告 示****島根県告示第92号**

島根県屋外広告物条例の規定により知事が定める区域又は地域（昭和49年島根県告示第251号）の一部を次のように改正し、令和7年3月2日から施行する。

令和7年2月25日

島根県知事 丸 山 達 也

4中「出雲多伎インターチェンジ」を「出雲インターチェンジ」に改める。

**公 告**

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和7年2月25日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
島根県飯石郡飯南町長谷721-1	田	3,212
島根県飯石郡飯南町長谷722-1	田	2,384
島根県飯石郡飯南町長谷727-1	田	1,356
島根県飯石郡飯南町長谷733-1	田	1,464

## 2 申請に係る農地の利用の現況

管理者が不在

## 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

## 4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和7年4月1日	権利の始期から令和12年3月31日まで	42,080

## 5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

## (1) 提出期限

令和7年3月11日

## (2) 提出先

島根県農林水産部農業経営課

## (3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について松江市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年2月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和7年2月17日から同年3月31日まで

3 作業地域

松江市西持田町地内

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年2月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和7年2月3日から令和8年3月31日まで

3 作業地域

安来市飯梨町地内

---

令和6年1月30日付け島根県報第485号で公告した公共測量の実施について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、島根県知事から作業期間の変更に係る通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年2月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

（変更前）令和6年1月15日から同年3月15日まで

（変更後）令和6年1月15日から令和8年3月31日まで

3 作業地域

安来市宇賀荘町、清井町及び清瀬町地内

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年12月4日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年2月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和6年7月1日から同年12月4日まで

3 作業地域

仁多郡奥出雲町八川地内

## 漁 業 調 整 委 員 会 告 示

### 島根海区漁業調整委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第8項において準用する同条第5項の規定により、島根海区漁場計画の変更案に関する公聴会を次のとおり開催する。

令和7年2月25日

海区漁業調整委員会会長 中 東 達 夫

1 日時、場所及び案件

日 時	場 所	案 件
令和7年3月5日（水）14時00分	松江市千鳥町30 ホテル一畑 ラマージュ	島根海区漁場計画の変更案について

2 関係書類の縦覧

(1) 縦覧に供する書類の名称

島根海区漁場計画の変更案及び漁場図

(2) 縦覧の期間

令和7年2月25日から同年3月4日まで

(3) 縦覧の場所

島根県農林水産部水産課、東部農林水産振興センター及び西部農林水産振興センター